

# 令和6年度 鳥獣保護区等位置図

この図面は、群馬県内の鳥獣保護区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域、特定猟具使用禁止区域(銃器)、指定猟法禁止区域を示したものです。  
 出猟に際してはこの図面を携帯し、狩猟が禁止されている区域等の確認をしてください。  
 区域が明確に判断できないときは、現地に設置されている標識を確認するとともに、地元の狩猟者等にたずねて、誤りのないよう狩猟してください。(別冊の説明書も御参照ください。)

**狩猟期間** **令和6年11月15日から令和7年2月15日まで**  
**※シカ及びイノシシに限り令和7年2月28日まで**

狩猟期間が終了したら、今猟期の結果を別冊「**狩猟報告**」に記載し、**狩猟者登録証**と併せて、**有効期間満了後30日以内**に、登録手続きをした環境森林事務所、森林事務所又は自然環境課へ送付して下さい。  
 ※群馬県では、狩猟鳥獣の生息実態を把握し、適正な保護管理対策を講じるため「**狩猟報告**」による報告をお願いしています。

事務所名	郵便番号	管轄地域	電話番号
澁川森林事務所	377-0027	澁川市金井395	0279-22-2763
西部森林事務所	370-0805	高崎市台町4-3	0273-22-4021
藤岡森林事務所	375-0014	藤岡市下妻須124-5	0274-22-2253
高岡森林事務所	370-2454	高岡市田島343-1	0274-52-1535
吾妻森林事務所	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町664	0279-75-4511
利根沼田環境森林事務所	378-0031	沼田市沼根町4412	0278-22-4481
桐生森林事務所	376-0011	桐生市相生町2-331	0277-52-7373
県庁自然環境課	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2874

## 群馬県


区域名	所在地	面積(㎡)	猟法
...	...	...	...

区域名	所在地	面積(㎡)	猟法
...	...	...	...

区域名	所在地	面積(㎡)	猟法
...	...	...	...

区域名	所在地	面積(㎡)	猟法
...	...	...	...

区域名	所在地	面積(㎡)	猟法
...	...	...	...



### 群馬県からのお知らせとお願い

- 今猟期における変更内容について
  - ・群馬第二特定猟具使用禁止区域の新設(伊勢崎市。一覧表No.152。メッシュNo.4 3 1 4)
- 狩猟鳥獣の見直しについて
  - 令和4年9月15日から**ゴイサギ及びバンが狩猟鳥獣から外れました**。注意してください。
- シカ及びイノシシの狩猟期間の延長について
  - シカ及びイノシシの個体数を減らすための施策の一つとして、**シカ及びイノシシに限り狩猟期間を令和7年2月28日まで延長**しています。
  - シカ及びイノシシ以外の狩猟鳥獣は、令和7年2月16日からは**捕獲できません**ので注意してください。
  - ※ニホンジカ及びイノシシによる農林業被害は、深刻です。**ニホンジカとイノシシの捕獲に御協力をお願い**します。特にニホンジカについては、生息頭数の増加や生息域の拡大などにより、農林業被害に加えて、植生など生態系への影響も大きくなっています。ニホンジカの個体数増加を抑制するため、**メスジカの積極的な捕獲に御協力**をお願いします。
- ガンカモ類の生息調査について
  - ガンカモ類の生息調査を**令和7年1月5日(日)から1月19日(日)**までの間のいずれか1日を指定し実施します。
  - 調査期間中のカモ類の狩猟自粛について、御協力をお願いします。
- シカ、イノシシ、クマ及びヤマドリ肉の出荷制限について
  - 群馬県内で捕獲されたシカ、イノシシ、クマ及びヤマドリ肉は、原子力災害対策本部長の指示により原則として出荷制限となっています。自家消費については、自己の責任において可能です。
  - なお、県では、モニタリング調査を実施しており、その結果をとりまとめたものを裏面に掲載しました。
  - また、個別の結果については、県のホームページに掲載していますので、御参照ください。
  - ※県ホームページのトップページで、「野生鳥獣肉」で検索してください。
- ツキノワグマの飼養について
  - ツキノワグマは「動物の愛護及び管理に関する法律」の特定動物(危険な動物)に指定されており、令和2年6月1日施行の法改正により、特定動物の飼養は原則禁止となりましたので、グマを生け捕りにしても飼養することはできません。詳細は以下まで御相談ください。

お問い合わせ先	電話番号	管轄市町村
前橋市保健所	027-220-5777	前橋市
高崎市保健所	027-381-6116	高崎市
群馬県動物愛護センター	0270-75-1718	群馬県内の上記以外

- 裏面に下記事項を掲載しましたので、ご参照ください。
  1. 群馬県における狩猟のルール
  2. 実猟にあたっての留意事項
  3. 群馬県における狩猟の実態
  4. シカ及びイノシシによる農林業被害額と捕獲頭数の推移
  5. 野生鳥獣肉の放射性物質検査結果

●令和6年11月15日から令和7年2月28日までの日の出・日の入時刻(前橋市)

日の出	令和6年11月		令和6年12月		令和7年1月		令和7年2月	
	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入
1日	6:37	16:29	6:55	16:39	6:45	17:10		
2日	6:37	16:29	6:55	16:40	6:44	17:11		
3日	6:38	16:29	6:56	16:41	6:44	17:12		
4日	6:39	16:29	6:56	16:42	6:43	17:13		
5日	6:40	16:29	6:56	16:43	6:42	17:14		
6日	6:41	16:29	6:56	16:44	6:41	17:15		
7日	6:42	16:29	6:56	16:44	6:40	17:16		
8日	6:43	16:29	6:56	16:45	6:39	17:17		
9日	6:43	16:29	6:56	16:46	6:38	17:18		
10日	6:44	16:29	6:55	16:47	6:37	17:19		
11日	6:45	16:29	6:55	16:48	6:36	17:20		
12日	6:46	16:29	6:55	16:49	6:35	17:21		
13日	6:46	16:29	6:55	16:50	6:34	17:22		
14日	6:47	16:30	6:55	16:51	6:33	17:23		
15日	6:21	16:35	6:48	16:30	6:54	16:52	6:32	17:24
16日	6:22	16:35	6:48	16:30	6:54	16:53	6:31	17:25
17日	6:23	16:34	6:49	16:31	6:54	16:54	6:29	17:26
18日	6:24	16:34	6:50	16:31	6:53	16:55	6:28	17:27
19日	6:25	16:33	6:50	16:31	6:53	16:56	6:27	17:28
20日	6:26	16:32	6:51	16:32	6:53	16:57	6:26	17:29
21日	6:27	16:32	6:51	16:32	6:52	16:58	6:25	17:30
22日	6:28	16:31	6:52	16:33	6:52	16:59	6:23	17:31
23日	6:29	16:31	6:52	16:33	6:51	17:00	6:22	17:32
24日	6:30	16:31	6:53	16:34	6:51	17:01	6:21	17:33
25日	6:31	16:30	6:53	16:34	6:50	17:02	6:20	17:34
26日	6:32	16:30	6:54	16:35	6:49	17:03	6:18	17:35
27日	6:33	16:30	6:54	16:36	6:49	17:04	6:17	17:36
28日	6:34	16:29	6:54	16:36	6:48	17:06	6:16	17:37
29日	6:35	16:29	6:55	16:37	6:47	17:07		
30日	6:36	16:29	6:55	16:38	6:47	17:08		
31日			6:55	16:39	6:48	17:09		

(出典：国立天文台)  
 ※令和7年2月16日～2月28日(緑色部分)はシカ及びイノシシのみ狩猟を行います。

**鳥獣保護区**

鳥獣保護区特別保護地区  
 指定猟法禁止区域  
 特定猟具使用禁止区域  
 自然保護法に基づく特別保護地区

**森林環境事務所**

国指定鳥獣保護区  
 県指定鳥獣保護区

**凡例**

● 1 国指定鳥獣保護区は、事前にその区域の固有種を管轄する森林管理署長へ入林届を提出してください。

● 2 国指定鳥獣保護区は、事前にその区域の固有種を管轄する森林管理署長へ入林届を提出してください。また、銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。

● 3 銃器は、その場所が安全であることを十分確認してから実施してください。

● 4 山火事が発生しないよう火気に十分注意してください。

群馬県 開業森林管理局